

長野県道路公社定款

〔昭和47年8月31日〕
規程第1号

改正 昭和48年5月10日規程第1号	昭和62年6月9日規程第4号	平成8年11月18日規程第10号
昭和49年5月24日規程第8号	昭和63年3月30日規程第5号	平成9年3月21日規程第11号
昭和49年12月27日規程第11号	昭和63年8月4日規程第10号	平成9年8月29日規程第15号
昭和50年5月20日規程第8号	昭和63年11月24日規程第11号	平成9年12月8日規程第16号
昭和50年11月26日規程第5号	平成元年2月14日規程第12号	平成11年1月29日規程第5号
昭和50年12月26日規程第7号	平成元年7月24日規程第2号	平成11年9月13日規程第2号
昭和51年5月24日規程第1号	平成元年9月4日規程第3号	平成12年9月18日規程第1号
昭和52年4月30日規程第1号	平成2年9月21日規程第4号	平成13年1月6日規程第2号
昭和53年8月17日規程第4号	平成3年10月22日規程第2号	平成13年11月20日規程第3号
昭和53年11月27日規程第7号	平成3年10月22日規程第3号	平成14年1月31日規程第4号
昭和55年7月28日規程第4号	平成4年2月21日規程第4号	平成14年8月20日規程第3号
昭和55年9月3日規程第6号	平成4年10月23日規程第7号	平成17年10月1日規程第7号
昭和57年3月4日規程第12号	平成5年2月24日規程第8号	平成18年12月8日規程第5号
昭和57年5月29日規程第4号	平成6年2月7日規程第4号	平成22年1月29日規程第9号
昭和57年10月20日規程第5号	平成6年3月18日規程第5号	平成30年8月24日規程第2号
昭和58年8月26日規程第5号	平成6年12月8日規程第1号	令和2年8月31日規定第2号
昭和60年8月1日規程第6号	平成7年3月17日規程第2号	令和3年10月29日規程第2号
昭和60年11月19日規程第7号	平成7年9月13日規程第1号	令和4年3月29日規程第3号
昭和61年6月6日規程第2号	平成8年3月11日規程第7号	令和5年3月24日規程第2号
昭和61年7月21日規程第3号	平成8年8月28日規程第3号	

目次

第1章 総則（第1条～第5条）	1
第2章 役員及び職員（第6条～第12条）	2
第3章 業務及びその執行（第13条、第14条）	3
第4章 道路の整備に関する基本計画（第15条）	4
第5章 基本財産の額、その他資産及び会計（第16条～第22条）	5
第6章 雑則（第23条）	6
附 則	6

第1章 総 則

（目的）

第1条 この道路公社は、長野県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用

について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この道路公社は、長野県道路公社（以下「公社」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 公社の設立団体は、長野県とする。

(事務所の所在地)

第4条 公社は、事務所を長野県長野市に置く。

(公告の方法)

第5条 公社の公告は、長野県公報に掲載して行う。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 公社に、役員として、理事長1名、副理事長1名、理事3名以内及び監事2名以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第7条 理事長は、公社を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、公社を代表し、理事長が定めるところにより、理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、理事長が定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して公社の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、公社の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長、国土交通省関東地方整備局長又は長野県知事に意見を提出することができる。この場合において、国土交通省関東地方整備局長に意見を提出したときは、遅滞なくその内容を長野県知事に報告しなければならない。

(役員の任命)

第 8 条 理事長及び監事は、長野県知事が任命する。

2 副理事長及び理事は、理事長が長野県知事の認可を受けて任命する。

(役員の任期)

第 9 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の兼任の禁止)

第 10 条 理事長、副理事長又は理事は監事を、監事は理事長、副理事長又は理事を兼ねることができない。

(職員の任命)

第 11 条 会社の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の兼職の禁止)

第 12 条 役員及び職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする団体の役員となり、又はみずから営利事業に従事してはならない。

第 3 章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第 13 条 会社は、第 1 条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 長野県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路〔道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条に規定する道路のうち高速自動車国道を除く。以下第 15 条において同じ。〕の新設、改築、維持、修繕、道路法第 13 条第 1 項に規定する災害復旧その他の管理を行うこと。
- (2) 国、地方公共団体、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社若しくは他の道路公社（以下「国等」という。）の委託に基づき前号の道路の管理と密接な関連のある道路（道路法第 3 条に規定する道路をいう。以下第 6 号において同じ。）の管理を行い、又は委託に基づき土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）に基づく土地区画整理事業のうち地方道路公社法施行令（昭和 45 年政令第 202 号。以下「施行令」という。）第 3 条に定めるものを行うこと。
- (3) 第 1 号に規定する地域において、その利用について料金を徴収することができる自動車駐車場の建設及び管理を行うこと。

(4) 第1号の道路の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、その他施行令第4条に定める施設の建設及び管理を行うこと。

(5) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(6) 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、国等の委託に基づき、道路に関する調査、測量、設計、試験及び研究を行うこと。

2 会社は、前項の業務のほか、長野県知事の認可を受けて次の業務を行う。

(1) 前項第1号に規定する地域において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道の建設及び管理を行うこと。

(2) 前号の一般自動車道の円滑な交通を確保するために必要な休憩所、その他施行令第4条に定める施設の建設及び管理を行うこと。

(3) 前2号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第14条 会社の業務の運営に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 道路の整備に関する基本計画

(道路の整備に関する基本計画)

第15条 会社は、次の路線に係る道路を改築して料金を徴収する。

路線名	管理の区間
県道中野豊野線	中野市大字七瀬から 中野市大字栗林まで
県道長野大町線	長野市信更町安庭から 長野市中条まで
県道三才大豆島中御所線	長野市大字大豆島から 長野市真島町まで

第5章 基本財産の額、その他資産及び会計

(基本財産の額)

第16条 会社の基本財産の額は178億34万4千円とし、長野県が出資する。

(事業年度)

第17条 会社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算等の作成)

第18条 会社は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、長野県知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(決算)

第19条 会社は、毎事業年度の決算を翌年度の5月31日までに完結しなければならない。

(財務諸表及び決算報告書)

第20条 会社は、毎事業年度、前事業年度の決算完結後2か月以内に財務諸表を作成し、監事の監査を経て長野県知事に提出しなければならない。

2 会社は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに、地方道路公社法施行規則（昭和45年建設省令第21号）第16条及び第17条で定める事項を記載した当該事業年度の決算報告書を添付し、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第21条 会社は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として整理しなければならない。

2 会社は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の規定による準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(余裕金の運用)

第22条 会社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- (1) 国債、地方債その他国土交通大臣の指定する有価証券の取得
- (2) 銀行その他国土交通大臣の指定する金融機関への預金
- (3) その他国土交通省令で定める方法

第6章 雑 則

(運営に関する細則)

第23条 会社の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、

理事長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、公社の設立の日から施行する。

(最初の役員の任期)

2 公社の最初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、それぞれ任命権者が定める。

(最初の事業年度)

3 公社の最初の事業年度は、第17条の規定にかかわらず、公社の設立の日から昭和48年3月31日までとする。

(最初の事業年度の予算等)

4 公社の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、公社の設立後遅滞なく、長野県知事の承認を受けなければならない。

附 則 (昭和48年5月10日規定第1号)

この定款は、昭和48年5月10日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年5月24日規定第8号)

この定款は、昭和49年5月24日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年12月27日規定第11号)

この定款は、昭和49年12月27日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年5月20日規定第8号)

この定款は、昭和50年5月20日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年11月26日規定第5号)

この定款は、昭和50年11月20日から施行する。

附 則 (昭和50年12月26日規定第7号)

この定款は、昭和50年12月26日から施行する。

附 則 (昭和51年5月24日規定第1号)

この定款は、昭和51年5月24日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

附 則 (昭和52年4月30日規定第1号)

この定款は、昭和52年4月30日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年8月17日規定第4号)

この定款は、昭和53年8月17日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和53年11月27日規定第7号)

この定款は、昭和53年11月27日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則 (昭和55年7月28日規定第4号)

この定款は、昭和55年7月28日から施行する。

附 則 (昭和55年9月3日規定第6号)

この定款は、昭和55年9月3日から施行し、昭和55年8月15日から適用する。

附 則 (昭和57年3月4日規定第12号)

この定款は、昭和57年3月4日から施行する。

附 則 (昭和57年5月29日規定第4号)

この定款は、昭和57年5月29日から施行する。

附 則 (昭和57年10月20日規定第5号)

この定款は、昭和57年10月20日から施行する。

附 則 (昭和58年8月26日規定第5号)

この定款は、昭和58年8月26日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (昭和60年8月1日規定第6号)

この定款は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則 (昭和60年11月19日規定第7号)

この定款は、昭和60年11月19日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年6月6日規定第2号）
この定款は、昭和61年6月6日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年7月21日規定第3号）
この定款は、昭和61年7月21日から施行する。

附 則（昭和62年6月9日規定第4号）
この定款は、昭和62年6月9日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年3月30日規定第5号）
この定款は、昭和63年3月30日から施行する。

附 則（昭和63年8月4日規定第10号）
この定款は、昭和63年8月4日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年11月24日規定第11号）
この定款は、昭和63年11月24日から施行する。

附 則（平成元年2月14日規定第12号）
この定款は、平成元年2月14日から施行し、昭和63年11月25日から適用する。

附 則（平成元年7月24日規定第2号）
この定款は、平成元年7月24日から施行する。

附 則（平成元年9月4日規定第3号）
この定款は、平成元年9月4日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成2年9月21日規定第4号）
この定款は、平成2年9月21日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則（平成3年10月22日規定第2号）
この定款は、平成3年10月22日から施行する。

附 則（平成3年10月22日規定第3号）
この定款は、平成3年10月22日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月21日規定第4号）
この定款は、平成4年2月21日から施行し、平成3年4月1日から適用する。

附 則（平成4年10月23日規定第7号）
この定款は、平成4年10月23日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則（平成5年2月24日規定第8号）
この定款は、平成5年2月24日から施行し、平成5年1月29日から適用する。

附 則（平成6年2月7日規定第4号）
この定款は、平成6年2月7日から施行する。

附 則（平成6年3月18日規定第5号）
この定款は、平成6年3月18日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成6年12月8日規定第1号）
この定款は、平成6年12月8日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年3月17日規定第2号）
この定款は、平成7年3月17日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成7年9月13日規定第1号）
この定款は、平成7年9月13日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月11日規定第7号）
この定款は、平成8年3月11日から施行し、平成8年1月5日から適用する。

附 則（平成8年8月28日規定第3号）
この定款は、平成8年8月28日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則（平成8年11月18日規定第10号）
この定款は、平成8年11月18日から施行する。

附 則（平成9年3月21日規定第11号）
この定款は、平成9年3月21日から施行し、平成8年12月10日から適用する。

附 則（平成9年8月29日規定第15号）
この定款は、平成9年8月29日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成9年12月8日規定第16号）
この定款は、平成9年12月8日から施行し、平成9年10月14日から適用する。

附 則（平成11年1月29日規定第5号）
この定款は、平成11年1月29日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年9月13日規定第2号）
この定款は、平成11年9月13日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成12年9月18日規定第1号）
この定款は、平成12年9月18日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成13年1月6日規定第2号）
この定款は、平成13年1月6日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則（平成13年11月20日規定第3号）
この定款は、平成13年11月20日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年1月31日規定第4号）
この定款は、平成14年1月31日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成14年8月20日規定第3号）
この定款は、平成14年8月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則（平成17年10月1日規定第7号）
この定款は、平成17年12月20日から施行し、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年12月8日規定第5号）
この定款は、平成18年12月8日から施行し、平成18年3月6日から適用する。

附 則（平成22年1月29日規定第9号）
この定款は、平成22年1月29日から施行し、平成22年1月1日から適用する。

附 則（平成30年8月24日規定第2号）
この定款は、平成30年8月25日から施行する。

附 則（令和2年8月31日規定第2号）
この定款は、令和2年9月1日から施行する。

附 則（令和3年10月29日規定第2号）
この定款は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和4年3月29日規定第3号）
この定款は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日規定第2号）
この定款は、令和5年4月1日から施行する。